

日本国憲法

14条

第十四条（法の下の平等、貴族の禁止、栄典）① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。③ 栄典、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

24条

第二十四条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

44条

第四十四条（議員及び選挙人の資格）両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

人種差別撤廃条約（1条～7条）

第一部

第一条

1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世界又は民族的若しくは種族的出身に基づいて、人種、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人種及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける差別、排除、制限又は優先については、適用しない。3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国の法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。4 人種及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するため、保護を必要としている特定の種若しくは種族的集団又は個人の適切な進歩を確保することのみに目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することとなつてはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない。

第二条

1 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により進め、これを達成することとする。このため、(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従つて行動するよう確保することとする。 (b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。 (c) 各締約国は、政府（国及び地方）の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。 (d) 各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされる場合は、立法を含む）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。 (e) 各締約国は、過当なときは、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するよういかなる動きも抑制することとする。

2 締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の個人、集団又はこれに属する個人に対し人種及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該個人、集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等又は別個の権利を維持することとなつてはならない。

3 締約国は、特に、人種隔離及びアパルトヘイトを非難し、また、自国の管轄の下にある領域におけるこの種のすべての慣行を防止し、禁止し及び根絶することを約束する。

第四条

締約国は、一人種の人種の優越性若しくは一人種の人種の出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種の憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わぬ）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる運動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払つて、特に次のことを行う。

(a) 人種の優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の煽動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を具にする人の集団に対するものであるかを問はずすべての暴力行為又はその行為の煽動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。 (b) 人種差別を助長し及び煽動する団体及び組織の宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとすし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。 (c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は煽動することを認めないこと。

第五条

第二条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。 (a) 裁判所その他のすべての裁判及び審判を行う機関の前での平等な取扱いについての権利。 (b) 暴力又は傷害（公務員によつて加えられるものであるかいかんを問はず）、集団又は団体によつて加えられるものであるかを問わぬ）に対する身体、安全及び国家による保護についての権利。 (c) 政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によつて参加し、国政及びすべての段階における政治に参与し並びに公務に平等に携わる権利。 (d) 他市民の権利、特に (i) 国境内における移動及び居住の自由についての権利、 (ii) いずれの国（自国を含む）からも離れ及び自国に戻る権利。 (e) 国籍についての権利。 (f) 婚姻及び配偶者の選択についての権利。 (g) 単独及び他の者と共同して財産を所有する権利。 (h) 相続する権利。 (i) 思想、良心及び宗教の自由についての権利。 (j) 意見及び表現の自由についての権利。 (k) 平和的な集会及び結社の自由についての権利。 (l) 経済的、社会的及び文化的権利、特に (i) 労働、職業の自由な選択、公正かつ良好な労働条件、失業に対する保護、同一労働についての同一報酬及び公正かつ良好な報酬についての権利。 (ii) 労働組合を結成し及びこれに加入する権利。 (iii) 住居についての権利。 (iv) 健康、医療、社会保障及び社会的サービスについての権利。 (v) 教育及び訓練についての権利。 (vi) 文化的活動への平等な参加についての権利。 (vii) 輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利。

6 締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人種及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被つたあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

第七条

締約国は、人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族的集団の間の理解、寛容及び友好を促進し並びに国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、特に教授、教育、文化及び情報の分野において、迅速かつ効果的な措置をとることを約束する。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基いて区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的身分その他のいかなる分野においても、女子（婚姻を結んでいるかいないかを問わぬ）が男女の平等を基礎として人種及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実質的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。 (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む）をとること。 (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することとを確保すること。 (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することとを確保すること。 (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。 (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む）をとること。 (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人種及び基本的自由を行使し及び享有することを確保することとを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む）をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。 (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の概念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。 (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するための適当な措置（立法を含む）をとる。

女子差別撤廃条約（1条～6条）